

【令和3年3月改正】富山市議会政務活動費の運用指針（手引き）新旧対照表

改正前のページ	改正前	改正後
P14	<p>3 支出できない経費</p> <p>(1) 政党活動に関する経費</p> <p><u>「政党」とは、会派の議員が所属しているか否かを問わない。また、政党本部のほか、地方支部等も含み、「政治団体」も政党活動とみなす。</u></p> <p>ア 党費、党大会出席に要する経費(旅費を含む。)、党大会賛助金等</p> <p>イ 政党の宣伝活動に要する経費(広報誌、パンフ、ビラ等の資料作成費及び発送費等)</p> <p>ウ 政党組織の事務所に要する経費(設置、維持、人件費等)</p>	<p>3 支出できない経費</p> <p>(1) 政党活動に関する経費</p> <p>ア 党費、党大会出席に要する経費(旅費を含む。)、党大会賛助金等</p> <p>イ 政党の宣伝活動に要する経費(広報誌、パンフ、ビラ等の資料作成費及び発送費等)</p> <p>ウ 政党組織の事務所に要する経費(設置、維持、人件費等)</p> <p><u>エ 政党が発行する新聞、雑誌、書籍等の購入に要する経費、政党が主催する研修会の参加に要する経費</u></p> <p><u>オ その他直接又は間接的に政党の収入となる経費</u></p> <p><u>※「政党」とは、政治資金規正法に規定する政党をいい、政党本部のほか、地方支部等も含む。また、会派の議員が所属しているか否かを問わない。</u></p>
P25	<p>6 各経費項目別用途基準</p> <p>(3) 広報広聴費</p> <p>【留意点】</p> <p>2 内容基準</p> <p>(4) その他、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 市政報告資料、広報誌等の印刷については、経済的で適正な価格となるよう、印刷物の内容、印刷数に応じ、印刷、コピー等の方法を使い分けること。</p>	<p>6 各経費項目別用途基準</p> <p>(3) 広報広聴費</p> <p>【留意点】</p> <p>2 内容基準</p> <p>(4) その他、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 市政報告資料、広報誌等の印刷については、経済的で適正な価格となるよう、印刷物の内容、印刷数に応じ、印刷、コピー等の方法を使い分けること。</p> <p><u>カ 政務活動費を充当し印刷又はコピーした資料を政党機関紙に折り込むことはできない。</u></p>

改正前のページ	改正前	改正後
P30	<p>6 各経費項目別用途基準 (3) 資料購入費 【新聞以外の定期刊行物の購読】</p> <p>・新聞以外の定期刊行物の定期購読については、誌名等から政務活動目的であることが容易に判断できることが必要であるが、判断が困難な場合、「説明書」や目次又は該当記事の写し等を併せて添付する。</p>	<p>6 各経費項目別用途基準 (3) 資料購入費 【新聞以外の定期刊行物の購読】</p> <p>・<u>政党発行の書籍、雑誌等は、その内容に関わらず、支出することができない。(政党、政治団体の全てが対象。所属政党か否かは問わない。)</u></p> <p>・新聞以外の定期刊行物の定期購読については、誌名等から政務活動目的であることが容易に判断できることが必要であるが、判断が困難な場合、「説明書」や目次又は該当記事の写し等を併せて添付する。</p>
巻末		<p>巻末に、参考として「政務活動費で購入した備品の改選時等における取扱いについて」及び「取扱通知等」を追加</p>